

令和6年度

島田市各会計予算書

(附 予算説明書)

島田市

目 次

予算書

一般会計予算	11
国民健康保険事業特別会計予算	21
土地取得事業特別会計予算	27
休日急患診療事業特別会計予算	31
介護保険事業特別会計予算	37
介護サービス事業特別会計予算	43
後期高齢者医療事業特別会計予算	47
水道事業会計予算	53
病院事業会計予算	59
公共下水道事業会計予算	65

予算説明書（歳入歳出予算事項別明細書）

一般会計予算	71
歳入	
1 市税	74
2 地方譲与税	78
3 利子割交付金	78
4 配当割交付金	78
5 株式等譲渡所得割交付金	78
6 法人事業税交付金	80
7 地方消費税交付金	80
8 ゴルフ場利用税交付金	80
9 環境性能割交付金	80
10 地方特例交付金	80
11 地方交付税	80
12 交通安全対策特別交付金	82
13 分担金及び負担金	82
14 使用料及び手数料	82
15 国庫支出金	88
16 県支出金	94
17 財産収入	104
18 寄附金	106
19 繰入金	106
20 繰越金	108
21 諸収入	108
22 市債	118

歳出

1	議会費	120
2	総務費	120
3	民生費	132
4	衛生費	146
5	労働費	152
6	農林業費	152
7	商工費	158
8	土木費	162
9	消防費	170
10	教育費	172
11	災害復旧費	186
12	公債費	186
13	予備費	186
	国民健康保険事業特別会計予算	209
	土地取得事業特別会計予算	233
	休日急患診療事業特別会計予算	241
	介護保険事業特別会計予算	251
	介護サービス事業特別会計予算	279
	後期高齢者医療事業特別会計予算	297
	水道事業会計予算	305
	病院事業会計予算	345
	公共下水道事業会計予算	397

予 算 整 理 表

区 分			補 正 回 数	当初予算	第 1 回	第 2 回	第 3 回
			議 決 日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
一 般 会 計			補 正 額				
			現 計	41,700,000			
国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計			補 正 額				
			現 計	8,999,858			
土 地 取 得 事 業 特 別 会 計			補 正 額				
			現 計	821,717			
休 日 急 患 診 療 事 業 特 別 会 計			補 正 額				
			現 計	19,143			
介 護 保 険 事 業 特 別 会 計			補 正 額				
			現 計	9,365,436			
介 護 サービス 事 業 特 別 会 計			補 正 額				
			現 計	78,297			
後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計			補 正 額				
			現 計	1,651,756			
水 道 事 業 会 計	収 益 的	収 入	補 正 額				
			現 計	1,310,970			
	支 出	補 正 額					
		現 計	1,303,433				
	資 本 的	収 入	補 正 額				
			現 計	414,549			
支 出	補 正 額						
	現 計	746,781					
病 院 事 業 会 計	収 益 的	収 入	補 正 額				
			現 計	14,616,020			
	支 出	補 正 額					
		現 計	17,429,058				
	資 本 的	収 入	補 正 額				
			現 計	1,040,374			
支 出	補 正 額						
	現 計	1,720,163					
公 共 下 水 道 事 業 会 計	収 益 的	収 入	補 正 額				
			現 計	723,271			
	支 出	補 正 額					
		現 計	737,755				
	資 本 的	収 入	補 正 額				
			現 計	439,284			
支 出	補 正 額						
	現 計	699,591					
合 計			補 正 額				
			現 計	85,272,988			

一 般 会 計 予 算 書

議案第9号

令和6年度島田市一般会計予算

令和6年度島田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41,700,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月14日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		14,241,509
	1 市民税	5,536,714
	2 固定資産税	6,642,407
	3 軽自動車税	379,843
	4 市たばこ税	521,270
	5 都市計画税	1,106,225
	6 入湯税	55,050
2 地方譲与税		448,600
	1 地方揮発油譲与税	85,000
	2 自動車重量譲与税	278,000
	3 森林環境譲与税	80,900
	4 航空機燃料譲与税	4,700
3 利子割交付金		5,000
	1 利子割交付金	5,000
4 配当割交付金		66,000
	1 配当割交付金	66,000
5 株式等譲渡所得割交付金		78,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	78,000
6 法人事業税交付金		224,000
	1 法人事業税交付金	224,000
7 地方消費税交付金		2,430,000
	1 地方消費税交付金	2,430,000
8 ゴルフ場利用税交付金		16,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	16,000
9 環境性能割交付金		72,000
	1 環境性能割交付金	72,000
10 地方特例交付金		133,001
	1 地方特例交付金	133,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	1
11 地方交付税		6,990,000
	1 地方交付税	6,990,000

款	項	金額
12 交通安全対策特別交付金		15,000
	1 交通安全対策特別交付金	15,000
13 分担金及び負担金		114,783
	1 分担金	3,652
	2 負担金	111,131
14 使用料及び手数料		378,270
	1 使用料	202,373
	2 手数料	175,897
15 国庫支出金		5,640,174
	1 国庫負担金	4,377,018
	2 国庫補助金	1,243,772
	3 委託金	19,384
16 県支出金		3,380,000
	1 県負担金	1,997,971
	2 県補助金	1,197,630
	3 委託金	184,399
17 財産収入		145,892
	1 財産運用収入	73,636
	2 財産売払収入	72,256
18 寄附金		479,361
	1 寄附金	479,361
19 繰入金		2,357,402
	1 基金繰入金	2,339,322
	2 特別会計繰入金	18,080
20 繰越金		450,000
	1 繰越金	450,000
21 諸収入		1,112,508
	1 延滞金、加算金及び過料	15,002
	2 市預金利子	5
	3 貸付金元利収入	364
	4 受託事業収入	190,998

款	項	金 額
	5 雜入	906,139
22 市債		2,922,500
	1 市債	2,922,500
歲 入	合 計	41,700,000

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金 額
1 議会費		226,784
	1 議会費	226,784
2 総務費		5,755,917
	1 総務管理費	4,633,638
	2 徴税費	420,597
	3 戸籍住民基本台帳費	175,145
	4 選挙費	17,401
	5 統計調査費	10,359
	6 監査委員費	44,582
	7 交通安全対策費	454,195
3 民生費		14,774,495
	1 社会福祉費	6,394,631
	2 児童福祉費	6,949,398
	3 生活保護費	748,050
	4 医療福祉費	682,013
	5 災害救助費	403
4 衛生費		4,629,319
	1 保健衛生費	2,413,542
	2 清掃費	2,215,777
5 労働費		32,040
	1 労働諸費	32,040
6 農林業費		1,027,932
	1 農業費	712,766
	2 林業費	315,166
7 商工費		1,074,081
	1 商工費	1,074,081
8 土木費		3,641,762
	1 土木管理費	342,653
	2 道路橋りょう費	1,401,602
	3 河川費	417,362
	4 都市計画費	1,245,057

款	項	金額
	5 住宅費	235,088
9 消防費		1,561,981
	1 消防費	1,561,981
10 教育費		4,532,994
	1 教育総務費	619,251
	2 小学校費	1,281,558
	3 中学校費	354,103
	4 幼稚園費	2,521
	5 社会教育費	1,058,587
	6 保健体育費	1,216,974
11 災害復旧費		41,600
	1 農林業施設災害復旧費	20,000
	2 公共土木施設災害復旧費	21,600
12 公債費		4,321,095
	1 公債費	4,321,095
13 予備費		80,000
	1 予備費	80,000
歳 出	合 計	41,700,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
島田市土地開発公社借入金に対する債務保証	令和6年度	千円 1,550,000
全庁LANパソコン・プリンタ賃借料	令和7年度から 令和11年度まで	289,040
第5次LGWAN接続サービス機器賃借料	令和7年度から 令和11年度まで	1,701
LGWANファイアウォール賃借料	令和7年度から 令和11年度まで	10,718
固定資産土地評価業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	40,381
がん等集団検診委託	令和7年度から 令和9年度まで	222,000
廃棄物収集車両購入	令和7年度	12,045
地域木材利用促進事業費補助金	令和7年度	25,500
小口資金利子補給金	令和7年度から 令和11年度まで	2,000
短期経営改善資金利子補給金	令和7年度	150
小学校県事務職員等パソコン賃借料	令和7年度から 令和11年度まで	8,942
中学校県事務職員等パソコン賃借料	令和7年度から 令和11年度まで	3,700
公民館施設パソコン賃借料	令和7年度から 令和11年度まで	507
図書館基幹システム賃借料	令和7年度から 令和11年度まで	117,924

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等	千円 254,100	証書借入 又は 証券発行	公的資金 公的資金の貸付 利率による。 その他 3.5%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率による。	公的資金については、その融資条件により、その他の資金は、その債権者との協議による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができ
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	56,400			
学校教育施設等整備事業	234,600			
社会福祉施設整備事業	83,800			
防災対策事業	5,000			
地方道路等整備事業	94,100			
合併特例事業	354,000			
合併推進事業	1,003,200			
緊急防災・減災事業	111,200			
公共施設等適正管理推進事業	106,300			
緊急自然災害防止対策事業	323,600			
緊急浚渫推進事業	65,700			
辺地対策事業	13,200			
過疎対策事業	106,300			
臨時財政対策債	111,000			
合計	2,922,500			

国民健康保険事業
特別会計予算書

議案第10号

令和6年度島田市国民健康保険事業特別会計予算

令和6年度島田市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,999,858千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月14日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		1,680,645
	1 国民健康保険税	1,680,645
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 県支出金		6,550,007
	1 県補助金	6,550,007
4 財産収入		124
	1 財産運用収入	124
5 繰入金		710,342
	1 一般会計繰入金	682,559
	2 基金繰入金	27,783
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		58,738
	1 延滞金及び過料	12,002
	2 預金利子	1
	3 雑入	46,735
歳入	合計	8,999,858

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金 額
1 総務費		158,104
	1 総務管理費	148,306
	2 徴税費	9,798
2 保険給付費		6,398,472
	1 療養諸費	5,544,529
	2 高額療養費	824,984
	3 移送費	50
	4 出産育児諸費	21,009
	5 葬祭諸費	7,750
	6 傷病手当費	150
3 事業費納付金		2,224,792
	1 医療給付費分	1,423,596
	2 後期高齢者支援金等分	612,021
	3 介護納付金分	189,175
4 保健事業費		125,822
	1 保健事業費	125,822
5 基金積立金		124
	1 基金積立金	124
6 公債費		1,644
	1 公債費	1,644
7 諸支出金		85,900
	1 償還金及び還付加算金	85,900
8 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳 出	合 計	8,999,858

土地取得事業
特別會計予算書

議案第11号

令和6年度島田市土地取得事業特別会計予算

令和6年度島田市の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ821,717千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月14日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		17,638
	1 財産売払収入	17,638
2 繰入金		804,077
	1 基金繰入金	804,077
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 預金利子	1
歳入合計		821,717

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 公共用地取得費		821,716
	1 公共用地取得費	821,716
2 繰出金		1
	1 基金繰出金	1
歳出合計		821,717

休日急患診療事業
特別会計予算書

議案第12号

令和6年度島田市休日急患診療事業特別会計予算

令和6年度島田市の休日急患診療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,143千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和6年2月14日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 診療収入		14,515
	1 外来収入	14,515
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		4,626
	1 一般会計繰入金	4,626
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		19,143

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		4,487
	1 総務管理費	4,487
2 医業費		14,556
	1 医業費	14,556
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		19,143

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
レセプト作成コンピューター賃借料	令和7年度から 令和11年度まで	千円 3,048

介 護 保 険 事 業
特 別 会 計 予 算 書

令和6年度島田市介護保険事業特別会計予算

令和6年度島田市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,365,436千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月14日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金 額
1 介護保険料		1,841,068
	1 介護保険料	1,841,068
2 使用料及び手数料		119
	1 手数料	119
3 国庫支出金		2,132,685
	1 国庫負担金	1,561,004
	2 国庫補助金	571,681
4 県支出金		1,329,409
	1 県負担金	1,274,822
	2 県補助金	54,587
5 支払基金交付金		2,403,588
	1 支払基金交付金	2,403,588
6 財産収入		269
	1 財産運用収入	269
7 繰入金		1,646,697
	1 一般会計繰入金	1,458,829
	2 基金繰入金	187,868
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		11,600
	1 延滞金及び過料	201
	2 預金利子	1
	3 雑入	11,398
歳 入	合 計	9,365,436

歳 出

(単位 :千円)

款	項	金 額
1 総務費		252,434
	1 総務管理費	208,920
	2 徴収費	8,789
	3 介護認定審査会費	34,725
2 保険給付費		8,725,617
	1 介護サービス等諸費	8,149,370
	2 介護予防サービス等諸費	186,787
	3 高額介護サービス等費	174,385
	4 高額医療合算介護サービス等費	20,366
	5 特定入所者介護サービス等費	189,215
	6 その他諸費	5,494
3 基金積立金		269
	1 基金積立金	269
4 地域支援事業費		363,115
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	146,386
	2 一般介護予防事業費	38,504
	3 包括的支援事業・任意事業費	177,788
	4 その他諸費	437
5 保健福祉事業費		18,996
	1 保健福祉事業費	18,996
6 諸支出金		3,005
	1 償還金及び還付加算金	3,003
	2 繰出金	2
7 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳 出	合 計	9,365,436

介護サービス事業
特別会計予算書

議案第14号

令和6年度島田市介護サービス事業特別会計予算

令和6年度島田市の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ78,297千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月14日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 訪問看護事業収入		68,027
	1 介護保険訪問看護費収入	42,341
	2 医療保険訪問看護費収入	24,965
	3 受託事業訪問看護費収入	721
2 居宅介護支援事業収入		9,264
	1 居宅介護支援費収入	9,264
3 繰入金		1,000
	1 一般会計繰入金	1,000
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		5
	1 雑入	5
歳入	合計	78,297

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		71,293
	1 総務管理費	71,293
2 訪問看護事業費		6,376
	1 訪問看護事業費	6,376
3 居宅介護支援事業費		128
	1 居宅介護支援事業費	128
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳出	合計	78,297

後期高齢者医療事業
特別会計予算書

議案第15号

令和6年度島田市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和6年度島田市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,651,756千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和6年2月14日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		1,301,059
	1 後期高齢者医療保険料	1,301,059
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		349,456
	1 一般会計繰入金	349,456
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1,239
	1 延滞金及び過料	2
	2 預金利子	1
	3 雑入	1,236
歳入	合計	1,651,756

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		11,718
	1 総務管理費	6,659
	2 徴収費	5,059
2 後期高齢者医療広域連合負担金		1,638,801
	1 後期高齢者医療広域連合負担金	1,638,801
3 諸支出金		1,237
	1 繰出金	1
	2 償還金及び還付加算金	1,236
歳出	合計	1,651,756

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療電算処理システム機器賃借料	令和7年度から 令和11年度まで	千円 5,857

水道事業会計
予算書

令和6年度島田市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度島田市の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	配水量	
	(1) 年間配水量	11,304,415m ³
	(2) 1日平均配水量	30,971m ³
2	給水戸数	34,400戸
3	主要な建設改良事業	
	(1) 建設改良事業	
	配水管布設工事	県道島田大井川線 延長 275m
	配水管等布設替工事	旧初大柳線等 延長2,589m
	施設改修	川口浄水場整備工事等

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款	水道事業収益	1,310,970千円
第1項	営業収益	1,221,358千円
第2項	営業外収益	89,611千円
第3項	特別利益	1千円
	支	出
第1款	水道事業費用	1,303,433千円
第1項	営業費用	1,254,510千円
第2項	営業外費用	45,922千円
第3項	特別損失	1千円
第4項	予備費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本

的支出額に対して不足する額332,232千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額46,339千円、過年度分損益勘定留保資金245,893千円、建設改良積立金40,000千円で補填するものとする。).

収 入	
第1款 資本的収入	414,549千円
第1項 企業債	300,000千円
第2項 出資金	79,048千円
第3項 固定資産売却代金	1千円
第4項 その他収入	35,500千円
支 出	
第1款 資本的支出	746,781千円
第1項 建設改良費	522,249千円
第2項 企業債償還金	224,532千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることのできる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
料金改定作業支援業務委託	令和7年度	14,565千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
上水道事業	千円 300,000	証書借入 又は 証券発行	公的資金 公的資金の貸付利率による。 その他 3.5%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率による。	公的資金については、その融資条件により、その他の資金は、その債権者との協議による。 ただし、都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税の支出のため、他の経費を流用する場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 123,202千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 水道事業の資本費に係る補助 2,754千円

(2) 地震対策事業に係る補助 66千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、40,000千円と定める。

令和6年2月14日提出

島田市長 染谷 絹代

病 院 事 業 会 計
予 算 書

議案第17号

令和6年度島田市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度島田市の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 病床数

一般病床435床 結核病床 4床 感染症病床 6床 計 445床

2 患者数

(1) 外来患者数

診療日数 243日

1日平均患者数 815人

延患者数 198,045人

(2) 入院患者数

診療日数 365日

1日平均患者数 355人

延患者数 129,575人

3 主要な建設改良事業

(1) 医療器械器具購入事業 465,631千円

(2) 病院情報システム整備事業 225,130千円

(3) 病院駐車場整備事業 63,927千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		14,616,020千円
第1項 医業収益		13,565,138千円
第2項 医業外収益		903,506千円
第3項 看護専門学校収益		147,376千円
	支	出
第1款 病院事業費用		17,429,058千円
第1項 医業費用		16,486,199千円
第2項 医業外費用		785,483千円

第3項 看護専門学校費用	147,376千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額679,789千円は、過年度分損益勘定留保資金679,789千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		1,040,374千円
第1項 企業債		619,900千円
第2項 出資金		416,318千円
第3項 県補助金		4,155千円
第4項 貸付金返還金		1千円
	支	出
第1款 資本的支出		1,720,163千円
第1項 建設改良費		770,124千円
第2項 貸付金		85,640千円
第3項 企業債償還金		864,399千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
施設管理等業務委託	令和7年度から 令和9年度まで	670,143千円
医療事務委託	令和7年度から 令和10年度まで	860,112千円
看護専門学校職員用パソコン賃借料	令和7年度から 令和11年度まで	7,424千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療器械 器具購入 事業	千円 360,900	証書借入 又は 証券発行	公的資金 公的資金の貸 付利率による。 その他 3.5%以内	公的資金について は、その融資条件に より、その他の資金 は、その債権者との 協議による。
病院情報 システム 整備事業	195,100		ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金について、 利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率による。	ただし、都合によ り据置期間及び償還 期限を短縮し、若し くは繰上償還し、又 は低利債に借換えす ることができる。
病院駐車場 整備事業	63,900			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税の支出のため、他の経費を流用する場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれら経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 8,426,281千円
(2) 交際費 1,000千円

(他会計からの負担金)

第10条 退職手当に係る一般会計からこの会計への負担額は、次のとおりである。

- (1) 退職給付費一般会計負担金 1,639千円

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、4,500,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医療器械器具	手術用顕微鏡システム	一式
医療器械器具	関節鏡システム	一式
医療器械器具	手術用牽引台	一式
医療器械器具	麻酔記録・手術部門システム	一式
医療器械器具	外科手術用内視鏡システム	一式
医療器械器具	移動型X線診断装置	一式
医療器械器具	フローサイトメーター	一式
医療器械器具	病院情報システム機器	一式
医療器械器具	情報セキュリティ対策製品	一式
一般器械器具	全庁LANパソコン	一式

令和6年2月14日提出

島田市長 染 谷 絹 代

公共下水道事業会計
予 算 書

令和6年度島田市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度島田市の公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 処理水量

(1) 年間処理水量	1,130,040m ³
(2) 1日平均処理水量	3,096m ³

2 主要な建設改良事業

(1) 建設改良事業

汚水管渠整備工事	中溝町地内污水枝線	延長1,619.0m
下水道ストックマネジメント実施計画策定事業		

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		723,271千円
第1項 営業収益		194,883千円
第2項 営業外収益		528,388千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		737,755千円
第1項 営業費用		679,528千円
第2項 営業外費用		36,027千円
第3項 特別損失		20,200千円
第4項 予備費		2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額260,307千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額18,415千円、過年度分損益勘定留保資金155,970千円、当年度分損益勘定留保資金85,922千円で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		439,284千円
第1項	企業債		250,000千円
第2項	出資金		42,424千円
第3項	補助金		120,000千円
第4項	工事負担金		26,860千円
		支	出
第1款	資本的支出		699,591千円
第1項	建設改良費		443,744千円
第2項	企業債償還金		255,847千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所等改造費借入利子補給金	令和7年度から 令和10年度まで	49千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業	千円 250,000	証書借入 又は 証券発行	公的資金 公的資金の貸付利率 による。 その他 3.5%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率による。	公的資金については、その融資条件により、その他の資金は、その債権者との協議による。 ただし、都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税の支出のため、他の経費を流用する場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 90,808千円

(他会計からの補助金)

第10条 公共下水道事業のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,845千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和6年2月14日提出

島田市長 染谷 絹代